

東日本大震災により被災された組合員・被扶養者の方へ

一部負担金の免除

被災により、次の要件に該当する場合には、医療機関で支払う一部負担金（窓口負担）が免除されます。

なお、支払の免除を受けるためには、あらかじめ支部へ申請を行い、「一部負担金免除証明書」の交付を受ける必要があります。

【要件】

原子力発電所の事故により、原子力災害特別措置法に基づく指示等があった日に、指示等のあった地域に住居を有していた方で、次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 帰還困難区域等の組合員及びその被扶養者
 - ② 旧避難指示区域等の組合員及びその被扶養者（上位所得者を除きます。）
- ※ 医療機関で受けた診療（「食事療養」及び「生活療養」を除きます。）について、平成32年（2020年）2月29日まで徴収が免除されます。